

幸田町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条の規定に基づき実施する犯罪被害者等支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、町民が安全に安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

- 2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 3 この条例において「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための支援をいう。
- 4 この条例において「二次的被害」とは、犯罪被害者等が被る、犯罪等に起因した直接的な害以外の経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の害をいう。
- 5 この条例において「再被害」とは、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪等によって受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援を実施する責務を有する。

- 2 町は、犯罪被害者等支援の円滑な実施を図るため、関係機関等と相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう配慮に努めなければならない。

- 2 町民は、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう配慮するとともに、その雇用する犯罪被害者等の就業に配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等支援を行うための窓口を設置する。

(経済的負担の軽減)

第8条 町は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を講ずるものとする。

(啓発活動)

第9条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する町民及び事業者の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。